

支払利息相当額の基準金利について

平成 18 年 10 月 24 日

平成 18 年 8 月 9 日付けで公告された「那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業」入札説明書の同添付資料「資料－4 PFI 事業費の算定及び支払い方法」4. に記載した、入札価格における施設整備費及び解体撤去費の割賦手数料の算定に用いる基準金利は、以下のレートを用いてください。

(1) 入札価格の算定に用いる基準金利

基準金利①	1.462%	平成 18 年 10 月 24 日 (火) 午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R.) としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベースの (円/円) 金利スワップレート <u>5</u> 年もの
基準金利②	1.132%	平成 18 年 10 月 24 日 (火) 午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R.) としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベースの (円/円) 金利スワップレート <u>3</u> 年もの

(2) 各基準金利の適用期間

①施設整備費に係る割賦手数料の算定に用いる基準金利

	支払対象期間		
	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 36 年 3 月 31 日
適用金利	基準金利①	基準金利①	基準金利①

②解体撤去費に係る割賦手数料の算定に用いる基準金利

	支払対象期間		
	平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 36 年 3 月 31 日
適用金利	基準金利②	基準金利①	基準金利①

以上